

# 定住奨励金

宗像市内で住宅を新築、購入する  
家賃補助認定者への補助金です。

## 定住奨励金

### 制度概要

家賃補助金の受給資格認定を受け、その後に市内で住宅を新築、購入した世帯に、奨励金として**最高40万円**を交付します。

### 対象住宅要件

- (1) 平成28年4月1日以降に家賃補助認定者またはその配偶者が取得した住宅(市内の一戸建て住宅及び分譲マンション)であること
  - (2) 家賃補助終了月の翌日から5年以内に新築または購入により住宅の引き渡し完了していること
  - (3) 家屋の床面積が50㎡以上であって、店舗などとの併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上に相当する部分が住宅用であること
- ※対象住宅の新築工事が国の補助事業(次世代住宅ポイント制度、地域型住宅グリーン化事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(ZEH)等)の適用となった場合、本補助制度に申請することはできません。

### 対象者要件

以下の(1)~(5)のすべてを満たす方が対象です。

- (1) 住宅(マンション含む)を新築または購入<sup>※1</sup>して、1年以内に居住すること  
※1 相続、贈与による住宅取得は対象外とします。
- (2) 家賃補助認定者、その配偶者および補助対象児(または認定世帯の子)のうち2人以上が、家賃補助終了後も引き続き市内に居住し、転出していないこと<sup>※2</sup>  
※2 勤務都合による一時的な転出(単身赴任等)は除くものとします。
- (3) 自治会に加入すること
- (4) 世帯全員の市税の滞納がないこと
- (5) 暴力団員でないこと、または暴力団員でなくなった日から5年以内の者でないこと

### 交付内容

居住誘導区域内なら 居住誘導区域外なら

◇ 上記の対象要件を満たした方に、**30万円**・**15万円**を交付します。

◇ 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に、**プラス10万円**を交付します。

**最高40万円を  
補助します**

### 申請手続き

居住日(住民基本台帳の登録日)から**6ヶ月以内**に宗像市役所 経営企画課(定住担当)へ申請してください。

#### 《申請手続き書類》

【提出書類】 ※所定の様式は、すべて <http://munakata-live.com> からダウンロードできます。

- 交付申請書(2枚組)・・・所定の様式にご記入ください。
- 世帯全員の宗像市税に滞納がないことの証明書  
・・・20歳以上の方それぞれ1通ずつ。宗像市役所1F税務課で交付(取得から3ヵ月以内のもの)  
※請求できる人が本人または代理人に限られます。代理人が取得する場合は委任状が必要です。
- 世帯全員分の記載がある住民票の写し1通・・・コピー不可。宗像市役所1F市民課で交付(取得から3ヵ月以内のもの)
- 新築および購入をした住宅の登記事項証明書・・・コピー不可。建物分のみ。福岡法務局福岡出張所で交付
- 住宅購入の売買契約書のコピー、または新築の工事請負契約書のコピー
- 住宅の購入費用、または新築工事費用の支払い実績がわかる書類のコピー  
・・・領収書や振込明細などで振込先が確認できるもの
- 自治会に加入したことを証する書類・・・所定の様式(要自治会長の署名)、または自治会費領収書のコピー
- 支払請求書・・・所定の様式にご記入ください。
- アンケート・・・所定の様式にご記入ください。

※その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

※この補助金は確定申告が必要になる場合があります。

※中古住宅購入補助制度、古家購入建替え補助制度、三世同居・近居住宅支援補助制度との併用はできません。

### お問い合わせ



宗像市役所 経営企画課(定住担当)

TEL:0940-36-1284 FAX:0940-37-1242

〒811-3492 宗像市東郷1-1-1 <http://munakata-live.com>